

令和2年 第2回定例会

高山村議会会議録

令和2年6月8日 開会

令和2年6月12日 閉会

高山村議会

令和2年第2回高山村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月8日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○報告第1号の上程、説明、質疑	4
○報告第2号の上程、説明、質疑	5
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○同意第1号、同意第2号の一括上程、説明、採決	8
○発委第1号の上程、説明	13
○議案第1号の上程、説明	14
○議案第2号の上程、説明	15
○議案第3号の上程、説明	15
○議案第4号の上程、説明	16
○議案第5号の上程、説明	17
○議案第6号の上程、説明	17
○議案第7号の上程、説明	18
○議案第8号の上程、説明	21
○議案第9号の上程、説明	22
○議案第10号の上程、説明	24
○議案第11号の上程、説明	27

○議案第12号～議案第16号の一括上程、説明	28
○一般質問	33
6番 山口英司君	33
4番 後藤肇君	37
1番 後藤明宏君	39
○休会について	41
○散会の宣告	42

第 2 号 （6月12日）

○議事日程	43
○本日の会議に付した事件	43
○出席議員	44
○欠席議員	44
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	44
○事務局職員出席者	44
○開議の宣告	45
○同意第3号の上程、説明、採決	45
○発委第1号の質疑、討論、採決	47
○議案第1号の質疑、討論、採決	48
○議案第2号の質疑、討論、採決	48
○議案第3号の質疑、討論、採決	49
○議案第4号の質疑、討論、採決	50
○議案第5号の質疑、討論、採決	50
○議案第6号の質疑、討論、採決	51
○議案第7号の質疑、討論、採決	52
○議案第8号の質疑、討論、採決	53
○議案第9号の質疑、討論、採決	54
○議案第10号の質疑、討論、採決	54
○議案第11号の質疑、討論、採決	55
○議案第12号～議案第16号の質疑、討論、採決	56

○委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について……………	6 6
○議員派遣について……………	6 6
○閉会の宣告……………	6 6
○署名議員……………	6 9

令和2年第2回高山村議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年6月8日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 令和元年度高山村一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 報告第 2号 令和元年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度高山村一般会計補正予算(第1号))
- 日程第 6 同意第 1号 高山村農業委員会委員の認定農業者等数の要件について
- 日程第 7 同意第 2号 高山村農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 発委第 1号 高山村議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 1号 高山村特別職の職員の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 2号 高山村監査委員条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 3号 高山村固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 4号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 5号 財政事情の作成及び公表に関する条例の全部改正について
- 日程第14 議案第 6号 高山村特別会計条例の全部改正について
- 日程第15 議案第 7号 高山村税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第 8号 高山村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第 9号 高山村国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第10号 高山村介護保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第11号 消防ポンプ自動車購入について
- 日程第20 議案第12号 令和2年度高山村一般会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第13号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第14号 令和2年度高山村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第15号 令和2年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 2 4 議案第 1 6 号 令和 2 年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	後 藤 明 宏 君	2 番	佐 藤 晴 夫 君
3 番	林 和 一 君	4 番	後 藤 肇 君
5 番	野 上 富士夫 君	6 番	山 口 英 司 君
7 番	平 形 眞喜夫 君	8 番	奈 良 哲 男 君
9 番	小 林 進 君	1 0 番	林 昌 枝 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	後 藤 幸 三 君	副 村 長	飯 塚 哲 也 君
教 育 長	山 口 廣 君	総 務 課 長	平 形 郁 雄 君
会計管理者兼 税務会計課長	星 野 茂 樹 君	住 民 課 長	飯 塚 欣 也 君
保 健 み ら い 課 長	割 田 信 一 君	農 林 課 長	林 隆 文 君
建 設 課 長	飯 塚 優 一 郎 君	地 域 振 興 課 長	割 田 眞 君
教 育 課 長	金 井 等 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 後 藤 好 書 記 林 大 生

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。
ただいまから令和2年第2回高山村議会定例会を開会します。
-

◎村長挨拶

- 議長（林 昌枝君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いいたします。
村長。

- 村長（後藤幸三君） 皆さん、おはようございます。

本日は令和2年第2回高山村議会定例会に議員全員の方の出席をいただき、大変ありがとうございます。

農作業のほうも田植が終わり、それぞれの種のまきつけもほぼ終わったということであろうかと思います。

2日前ですかね、夜散歩に出ましたところ、比較的早い蛍の飛行が観測されました。たった3つだったんですけども、西沢川に光っておりました。蛍も8時ちょっと過ぎになると寝てしまうんで、その前に行かないと見られないことでもあります。

本日は、報告2、承認1、同意が2、発委が1と議案16でございます。慎重審議をいただいた中で、可決決定をいただけるようよろしく願いをいたします。

また、もう一つ、私、農業共済の理事を副会長しておりまして、今日は2時半からの理事会がございます。それまでに間に合うように皆さん方のご協力をいただきまして、スムーズな進行をしていただきたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

◎開議の宣告

- 議長（林 昌枝君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 昌枝君） 直ちに日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番、佐藤晴夫議員及び3番、林和一議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（林 昌枝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月12日までの5日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月12日までの5日間と決定しました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（林 昌枝君） 日程第3、報告第1号 令和元年度高山村一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第1号 令和元年度高山村一般会計継続費繰越計算書の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本事業におきましては、令和元年度に継続費として可決いただいた事業を、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和元年度が終了し継続して令和2年度へ逐次繰越しして行うものでございます。

その内容でございますが、2款1項一般管理費、村史編さん業務となります。本事業につきましては、昨年度から令和4年度までの継続事業として進めているものでございますが、昨年度に村史編さん委員会を設置し、編さん業務の委託契約を締結し、本年度から編集作業に入ることとなっております。

次に、3款1項社会福祉費、防災・減災省エネルギー設備導入事業となります。本事業は、令和元年度高山村議会第2回臨時会において、継続費の追加補正により実施しているものでございます。内容は保健福祉センター施設の空調設備、太陽光・蓄電池、LED照明設備及び給湯設備等を併せて整備しようというものでございます。本年度の完成を予定しております。

以上申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（林 昌枝君） 日程第4、報告第2号 令和元年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 報告第2号 令和元年度高山村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、令和元年度において事業が終了できなかったものを翌年度へ繰越しをお願いしたいものでございます。2款1項総務管理費、テレビ受信対策事業でございますが、現在配線作業を進めているところでございます。

次に、3款1項社会福祉費、プレミアム付き商品券事業につきまして、事業は終了しております。

次に、6款2項林業費、林道障子岩線改良工事につきましては、現在事業を進めておりま

す。また、搬出間伐材及び作業道開設事業につきましては、事業は終了となっております。

7款1項商工費の観光交流館整備事業、観光交流館用地造成事業及び9款1項消防費の観光交流館防災設備整備事業につきましては、それぞれの事業を進めているところでございますが、用地造成は請負業者において現在災害復旧工事を実施しており、終了次第工事を着手してまいります。

8款2項道路橋りょう費、橋りょう長寿命化事業につきましては、鷹の羽橋及び前原橋の2橋について現在事業を進めております。

10款6項社会教育費、埋蔵文化財事業につきましては、6月の農業委員会に農地転用申請を行い、その後、試掘作業へと進めてまいりたいと考えております。

11款1項土木施設災害復旧費、土木災害復旧費につきましては現在事業を進めているところでございます。

2項農林施設災害復旧費、林道災害復旧費につきましては、火の口線におきましては、終了となっております。また、北山本線につきましては、現在事業を進めているところでございます。

以上申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

以上、報告第2号を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度高山村一般会計補正予算（第1号））を議題とします。本件について説明を求めます。村長。

○村長（後藤幸三君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、去る4月20日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の閣議決定により、感染拡大防止に留意しつつ簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、

特別定額給付金事業が実施されることとなったことを受け、本村においても村民皆さんに対する速やかな給付を行うため、その経費につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、5月1日付で専決処分により補正を行ったものでございます。補正額につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億7,680万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億2,680万3,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、2款総務費、1項10目諸費において、住民一律に1人当たり10万円の給付を3,700人分を計上するとともに、これに係る事務費につきまして計上させていただきました。本給付金に合わせて、3款民生費、2項4目児童措置費において、子育て世帯への臨時特別給付金を対象者1人当たり1万円の給付金394人分とこれに係る事務費につきまして計上させていただきました。

なお、10万円特別定額給付金につきましては、本日時点で91.2%の給付率となっております。

また、子育て特別給付金につきましては、6月広報によりお知らせのとおり、公務員を除く児童手当受給者への給付を今月10日に支給することとなっております、現在事務手続を進めているところでございます。

慎重審議の上、原案のとおりご承認くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度高山村一般会計補正予算（第1号））を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎同意第1号、同意第2号の一括上程、説明、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第6、同意第1号 高山村農業委員会委員の認定農業者等数の要件について及び日程第7、同意第2号 高山村農業委員会委員の任命についてを一括議題とします。本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 同意第1号及び同意第2号。同意第1号 高山村農業委員会委員の認定農業者等数の要件について及び同意第2号 高山村農業委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の規定により、村議会の同意を得るものであります。村では、農業委員会と農地利用最適化推進委員の推薦・応募を令和2年3月2日より4月9日の間実施。その後、4月28日に農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、推薦・応募の一般公募者14人より、認定農業者3名を含む候補者8名の報告を受け、それを参考に最終的な候補者を選考いたしました。

この候補者は、8名は法律で規定する認定農業者の過半数要件を満たすことができないことから、同意第1号 高山村農業委員会委員の認定農業者等数の要件について提案するものでございます。この内容は、選考した8名では農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定する認定農業者が委員の過半数を占めるようにしなければならないという要件を満たすことができないことから、例外規定である同項に規定する、ただし認定農業者が少ない場合、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項第2号の農業委員会委員の少なくとも4分の1が認定農業者等という規定により、議会の同意をいただき認定農業者が4分の1の要件を満たしたいものでございます。

同意第2号 高山村農業委員会委員の任命についてですが、法律で規定する委員の選考要件は、認定農業者の過半数要件のほかに、農業者以外の者で、中立的な立場で公平な判断をすることができる者（中立委員）と女性、青年も積極的に登用するとの2つの要件も加味し、最終的に次の8名を選考し、議会の同意をお願いするものでございます。

最初に、吉田正夫氏でございますが、高等学校卒業後、就農し両親の下で農業技術、農業経営を学び、現在は夫婦で枝豆栽培を中心とした多角化経営の専業農家であります。農業委

員会委員の現職で、選考要件である認定農業者の認定を平成14年10月1日に受けております。地元行政区からは、農業に関する見識を持った人物と推薦を受けております。

次に、金岡洋一氏でございますが、地元の会社に勤務し、仕事の合間に農業を営み、主に水稻を耕作し、地元行政区からは、農業に関する識見を持ち農業委員会に適任者と推薦を受けております。

次に、星野栄一氏でございますが、両親の下で酪農経営を学び、現在は夫婦で酪農経営を行い、高山村の特産の干し芋の生産から販売まで手がける絹芋生産組合のメンバーで村の知名度アップに尽力してございます。農業委員会委員の現職で、選考要件である認定農業者の認定を平成15年10月1日に受けており、地元行政区からは、農業に見識があり積極的に活動できる人物と推薦を受けております。

次に、唐澤徳治氏でございますが、コンニャク、サツマイモ、エダマメ等の多角的経営販売を大規模に営んでいる専業農家であります。農業委員会委員の選考要件である認定農業者の認定を平成29年6月に法人で受けており、その代表者であります。地元行政区からは、農業に関する見識を持った人物と推薦を受けております。

次に小室良一氏でございますが、高山村職員在職中に農業への志に喚起し就農、現在は夫婦でサクランボ、ブドウ、リンゴの果樹専業農家で各種農業団体に属し、平成26年からは高山村農業委員会会長として村の農業の先頭に立ち、上部団体の役員も務めております。地元行政区からは、農業全般に経験豊かで識見を持った人物と推薦を受けております。

次に、笠原典子氏であります。夫婦でコンニャク、サツマイモ、エダマメ等の農耕を営む専業農家で、高山村農事研究会に所属し、女性のリーダー的存在であります。農業委員会委員の選考要件である女性の委員に該当する方で、農家の女性の方からは、農業・農地制度に見識を持ち農地行政を担う人物と推薦を受けております。

次に、高柳京子氏でございますが、夫婦でソバ、水稻の耕作を営む専業農家で、農業委員会委員の選考要件である女性の委員に該当する方で、認定農業者と共に農業に従事している親族でもあり、農家の女性方からは、農業に関する識見を持ち、遊休農地解消に取り組んでいる人物と推薦を受けております。

最後に、林豊氏でございますが、高等学校卒業後、団体職員として勤務しており、人望も厚く温厚な人柄で、令和元年度から行政区役員等を歴任しており、専業農家ではございませんが、農業委員会委員の選考要件では、農業者以外の者で中立的な立場で公平な判断をすることができる者であります。中立委員に該当する方でございます。応募の理由は、これまで

の経験を生かし、農業整備を図りたいとのことでございます。

以上8名を高山村農業委員会委員に任命したいと考えております。

なお、任期につきましては、令和2年7月20日より令和5年7月19日までの3年間となります。

議員各位のご理解を賜り、ご同意いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

○議長（林 昌枝君） 最初に同意第1号について質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 同意第1号の内容につきましてお伺いいたします。

現在の認定農業者の数を承知していなかったもので、再度お聞かせいただければと思うのと、もう一点について、本議案は法律に基づくものでありますし、現時点では、充足をされているといたしますか、要件に合う方向で提出をされておりますけれども、今後将来に向けてこの要件を満たせるものか心配な部分がないわけではないというふうに思っております。そんなところで将来に向けて、この委員の任命の中で、特例でもって4分の1という認定農業者という形をとっておりますので、この辺の方向性、将来の展望みたいなものが伺えましたら、よろしくお伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） 林課長。

○農林課長（林 隆文） どうもお世話になります。

林議員の質問なんですが、まず認定農業者数、村全体で今17名でございます。今年度2名を含めて17名という形になっております。先ほど林議員から質問なんですが、少なくとも4分の1以上、これは法律と施行規則のほうで縛られております。少ない場合というのは、実際高山村の定数が農業委員さんは8名でございます。法律のほうでは、8掛ける、8を乗じた数、8掛ける8、64人以下については少ないという形で認められておりますので、高山村については認定農業者の方が17名で、64よりも少ない方については基本的には4分の1でもオーケーですよという形になっているんです。ただ、林議員が質問された中、もし4分の1以上、今8人で2人以上いればいいんですが、例えば認定農業者の方が1人しかいなかった場合、そういった場合については、認定農業者が64名以下であれば国の農水省の認可を承認をいただければ、4分の1以下でも農業委員会については運営ができるような形になっています。

以上でございます。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 将来の展望ということでありましてけれども、この厳しい農業経営の中から農業認定者を選ぶというのは、至難の業のような形になってきますけれども、この認定農業者の農業委員へのお願いですけれども、ダブって、継続してなるべく長く農業委員にとどまって、高山村の農業経営の発展に寄与してくれればと思っております。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、同意第1号 高山村農業委員会委員の認定農業者等数の要件について採決します。

本件は、同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

お諮りします。同意第2号は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、記載の8名について一括採決を行うこととして、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

これから、同意第2号 高山村農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（林 昌枝君） ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、後藤明宏議員、2番、佐藤晴夫議員、3番、林和一議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（林 昌枝君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件について、同意することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。投票をお願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（林 昌枝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

〔氏名点呼・順次投票〕

○議長（林 昌枝君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（林 昌枝君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 9 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。

議場閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎発委第1号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第8、発委第1号 高山村議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

林議員。

○総務文教常任委員長（林 和一君） 発委第1号 高山村議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

今、まさに世を揺るがし、世界中を脅威に陥れる騒ぎとなっている新型コロナウイルス感染拡大の問題では、国による緊急事態宣言の発出がなされ、日本全都道府県に対して適用されるという非常事態になり、国民の仕事や外出において日常の活動の自粛や制限が余儀なくされるという状況となりました。この事態において、有形無形、実害の有無にかかわらず、少なからず何らかの影響を受けられた方々に対しまして、まずもって心からお見舞いを申し上げます。

高山村におきましても、住民の不要不急の外出自粛を強いられ、経済活動の停滞をはじめ、学校の休業や福祉対策の制限を生ずる状態となりました。また、地域においても人の集まりができず、コミュニティーの在り方が消滅するという考えられない非常事態となりました。

行政に関わる誰に責任があるわけではありませんが、議会としても何らかの姿勢を示していこうということとなり、総務文教常任委員会でその方策について協議検討を行いました。協議の結果、本年7月から9月分までの3か月分の議員報酬につきまして、一律10%の減額をしていこうということで全会一致で決定をいたしました。

議会議員も、村民と痛みを分かち合い容易でない事態を共有し、必ずや従前のような人が集まりにぎやかに語らえる生活を取り戻せることを願いつつ、村財政の用途の一部に活用できればとの考えであり、執行部においても独自政策の財源とするために有効活用されることを望むものであります。

議会活動並びに議員活動を通して、各種対応について村民の理解を得るための説明責任を果たしながら、日々努力するとともに明日の村づくりに寄与するものであります。

議員全員のご賛同をいただきますようお願い申し上げ、議案提出に当たっての趣旨説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第9、議案第1号 高山村特別職の職員の給料の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第1号 高山村特別職の職員の給料の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、特別職の給与を減額し、その減額した金額を新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策事業費の財源の一部に充当し、影響を受ける村民皆さんと苦しみを分かち合いながら、この対策に取り組んでまいりたいという見地から、本条例の制定をお願いするものでございます。

その内容でございますが、村長、副村長及び教育長の毎月の給料について一律10%減額し、その期間を本年7月分から翌年3月までの9か月間とするものでございます。

また、期末手当の額の算出の基礎となります給料月額につきましても、減額された月額を適用するものでございます。

なお、減額される金額は、総額で205万1,000円となります。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第10、議案第2号 高山村監査委員条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第2号 高山村監査委員条例の一部改正について。

議案第2号 高山村監査委員条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

監査委員は、監査結果の報告、監査結果の報告に係る意見書や勧告を行った場合には、その内容を公表するものとなっております。

本条例において、監査委員が行う公表の方法は告示のみとされております。

この公表方法に、時代の変化、潮流などを考慮し、インターネットを利用した閲覧、具体的には村のホームページに掲載し、閲覧に供することによる公表方法を加えたものでございます。

原案のとおり、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第11、議案第3号 高山村固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第3号 高山村固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。

議案第3号 高山村固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例で引用している、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、法律名及び電子情報処理組織による申請等が規定されている条文が第3条から第6条へと改められました。

これに伴い、本条例の関係部分を改めるものでございます。

原案のとおり、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第12、議案第4号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第4号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議会議員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、高山村旅費支給条例に準じ、旅費を支給するものとなっておりますが、その額については、旅費支給条例と同額を本条例で別に定めております。

第1回定例会において、旅費支給条例の車賃や宿泊料などが規定されている別表が改められたところであります。

この改正を受け、本条例の別表を廃止し、議会議員の旅費額及び支給方法ともに旅費支給条例に準拠するよう改めたいとするものでございます。

原案のとおり、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第13、議案第5号 財政事情の作成及び公表に関する条例の全部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第5号 財政事情の作成及び公表に関する条例の全部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本条例につきましては、条例改正の最終が昭和60年9月となっており、以来改正がなされていないことから、今回全体を見直し改正をお願いしたいというものでございます。

内容でございますが、現行の条例には本則に見出しがついていないことから、分かりやすくするためにそれぞれ見出しを付すとともに財政状況の内容において、項の追加・整理及び財政状況の公表の方法にインターネットを利用した閲覧方法等の追加など、条項の追加削除及び字句の改正等を行い運用していきたいというものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第14、議案第6号 高山村特別会計条例の全部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第6号 高山村特別会計条例の全部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

特別会計の設置につきましては、地方自治法第209条第2項の規定により設置するものとなっております。

現行の特別会計条例につきましては、高山村特別会計条例及び高山村土地取得、高山村農業用水事業、高山村水をきれいにする事業、高山村土地開発事業並びに高山村簡易水道事業のそれぞれの特別会計条例からなっております。この現行条例を一本の条例に整理をして運用していきたいというものでございます。

全部改正の内容につきましては、現行の高山村特別会計条例は4つの特別会計の設置が規定されておりますが、ここに規定されていない3つの特別会計を追加するとともに併せて弾力条項の適用規定を追加し、運用したいものでございます。

なお、個々に制定されておりますそれぞれの条例につきましては、本条例附則におきまして廃止をお願いするものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第15、議案第7号 高山村税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 高山村税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年4月30日に公布され同日施行された法律が、同日に施行されたことにより本村条例の一部改正するものでございます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策等に係る地方税法の一部改正が主

なものとなります。

改正の主な内容ですが、第1条関係では、附則において附則第10条では新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の課税標準の特例の整備を、附則第10条の2ではわがまち特例の規定の整備を、新たに加わる附則第24条で新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に係る規定の整備を、第2条関係では、附則に新たに2条を加える改正で、附則第25条では、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の整備を、附則第26条では、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金特別税額控除の特例の整備となります。

以上、議案7号につきましてご説明を申し上げましたが、改正の詳細については、税務会計課長に説明させますので、慎重審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 星野茂樹課長。

○会計管理者兼税務会計課長（星野茂樹君） お世話になります。

それでは、私より高山村税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

先ほど村長より提案理由にありましたように、今回の改正は上位法令である地方税法等の一部改正が行われたことにより、本村の税条例の一部を改正を行うものでございます。

なお、第1条から第2条までの2条立てとなっておりますのでご了承願います。

それでは、議案書は38ページ、新旧対照表は4ページからご覧ください。

最初に、第1条関係からご説明いたします。

附則第10条では、法附則第61条新型コロナウイルス感染症等に係る中小企業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例及び法附則62条新型コロナウイルス感染症等に係る先端施設等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例の新設に伴う改正となります。

法附則第61条については、中小企業等が所有する償却資産及び事業家屋について固定資産税の軽減措置で、具体的には、令和3年度の課税1年分に限って令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上げが前年度、ですから令和元年と比べて30%以上50%未満減少している者については2分の1、50%以上減少している者についてはゼロとしますよという改正となります。

法附則第62条につきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小企業を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるとともに、その措置を2年間延長するというものでございます。

続きまして、新旧対照表は4ページから5ページになります。

附則第10条の2では、地方税法附則第15条固定資産税の課税標準の特例の改正に伴う改正となっております。

その内容についてですが、新たに第17項と25項及び27項を加えるものです。新たに加わる25号については、法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1としたいというものでございます。

続いて、新たに加わる17項についてですが、これにつきましては、法附則の15条第30項第2項のハに規定する設備についての条例で定める割合なんですけど、それを3分の1としたいというものでございます。具体的に申し上げますと高山村ではまだ該当はありませんが、再生可能エネルギー発電施設のうちの水力発電施設設備が該当となります。

27項に新たに加わるものについては、法附則第62条、さきに申し上げました附則第10条に規定します市町村で条例で定める割合はゼロとしたいというものでございます。

続きまして、附則第15条の2では、法附則第29条の8の2、軽自動車税の環境性能割の非課税の改正に伴う改正で、その内容は軽自動車を取得した際、環境性能割の税率を1%軽減する特例措置を、現行ですと2年9月30日までだったんですが、6か月間延長し令和3年3月31日まで延長したいというものでございます。

次に、附則に新たに加わる1つの条についてでございますが、第24条は、法附則第59条新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例の新設で、法附則第59条第3項において、準用する法の規定において委任している事項の細目を定めるものでございます。

その内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少、相当ということでここでは10分の2とっておりますが、納税することが困難である事業者に対し、無担保かつ延滞金なしで、その納期限から1年間徴収を猶予するという特例を設けるものです。対象となる税につきましては、住民税、法人税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税が該当となります。

続きまして、議案書は39ページ、新旧対照表は6ページになります。

第2条関係ですが、附則第10条ではさきに申し上げました法附則61条及び法附則62条のそれぞれ改正に伴います条ずれに伴う改正となります。

法附則第10条の2第27項では、これもさきに申し上げましたが法附則第62条の条ずれに伴う改正となります。

新旧対照表は、6ページから7ページになります。

次に、新たに加わる２つの条でございますが、第25条は、法附則第60条新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の新設に伴う新設です。

その内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で中止等をされたイベントについて条例で指定するものについては、その主催者に対する払戻し請求を放棄した方はその払戻し請求権を寄附として取り扱って、個人住民税の寄附金控除の対象とするものでございます。

続きまして、第26条では、法附則第61条新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例の新設に伴う新設で、その内容は所得税において新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置が講じられるものでございます。

最後に、附則の説明になります。

第1条では、施行期日について。第2条では、適用、運用についての規定となります。

以上で補足の説明を終わります。

○議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査と決定いたしました。

暫時休憩します。

11時15分より再開いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時13分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第16、議案第8号 高山村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第8号 高山村国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、高山村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、本村国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容ですが、令和2年2月1日より令和3年3月31日までの保険税について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免の特例に関する規定の整備でございます。

慎重審議の上、可決決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第17、議案第9号 高山村国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第9号 高山村国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の国内の感染拡大防止の観点から、国民健康保険においては様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり、感染が疑われる者に対して傷病手当金を支給できることを目的とした一部改正でございます。

支給対象につきましては、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間について、直接の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に日数を掛けた額が支給額となり、適用期間は令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間となります。ただし、入院が継続する場合には、最長1年6か月までとなります。なお、保険者である村が傷病手当金を支給する場合は、その全額を国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行うこととなっております。

慎重審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 住民課長。

○住民課長（飯塚欣也君） お世話になります。

それでは私より、議案第9号 高山村国民健康保険条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

先ほど、村長の提案理由にありましたように、今回の改正は新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策において国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に、傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額について国が特例的な財政支援を行うと決定したことを受けて、新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱等の症状があり感染が疑われる者に対して、傷病手当金を支給できることを目的とした一部改正でございます。

議案書は44ページ。新旧対照表は10ページをご覧ください。

高山村国民健康保険条例（昭和34年高山村条例第6号）の附則に次の6項を加えるものでございます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金の支給等に関しまして、新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱等の症状があり感染が疑われる者に対し、6項では傷病手当金の開始日を規定してございます。4日目から支給をするものでございます。

新旧対照表は10ページ、11ページをご覧ください。

7項では、傷病手当金の上限額を定めるものでございます。金額に直しますと、日額3万888円となります。

新旧対照表は11ページをご覧ください。

8項では、傷病手当金の支給期間は、最長で1年6か月と定めるものでございます。

9項では、給与等の額が傷病手当金の上限に満たない場合の差額を支給するものでございます。

議案書は44ページ、45ページをご覧ください。

10項では、本来事業主が給与として、支払うべき給与を支払わなかった場合の救済措置となります。一時的に実際に支払われた額を算定し、9項との差額を村が立て替えて支払うものでございます。

議案書は45ページをご覧ください。

11項では、前項で立替えを行った金額を事業主から徴収するものでございます。

附則では、条例の施行日及び改正後の傷病手当金の支給を始める日を遡及適用し定めております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第18、議案第10号 高山村介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第10号 高山村介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたこと及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、保険料の減免を行うとされたことを踏まえ、高山村介護保険条例の一部改正するものでございます。

主な改正内容は、元号の修正及び令和元年度及び令和2年度における低所得者の保険料の軽減を実施するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策では、介護保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、介護保険法第142条の規定に基づき、市町村はその判断により、介護保険料の減免を行うことができることとされております。高山村においても、この制度を適用して、一定程度収入が下がった方々等に減免が行えるよう条例を一部改正するものでございます。

なお、今回の一部改正で減免となる保険料は、低所得者の保険料の減免は国及び県から75%の財政支援があります。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策では、その全額が国の特別調整交付金で財政支援を受けられる予定でございます。

慎重審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 住民課長。

○住民課長（飯塚欣也君） それでは、私より議案第10号 高山村介護保険条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

議案書は47ページ、新旧対照表は12ページをご覧ください。

第2表保険料率の改正につきましては、村長の提案理由にもございましたが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年4月1日に施行されたことに伴い低所得者の保険料の軽減を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、元号の修正及び令和元年10月に消費税率が10%に引き上げられたことによる低所得者の保険料の軽減強化を行うものでございます。この保険料の軽減強化につきましては、令和元年度、令和2年度の2か年をかけて実施を行うものでございます。

第2条第2項の改正は、元号の修正及び所得段階が第1段階の世帯全員が村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方の年額保険料の軽減となります。

同じく、第3項の改正は、元号の修正及び前項と同様の理由により、所得段階が第2段階の合計所得が80万円以上120万円以下の方の年額保険料の軽減となります。

同じく、第4項の改正は、元号の修正及び前項と同様の理由により、所得段階が第3段階の合計所得額が120万円以上の方の年額保険料の軽減となります。いずれの場合も、世帯全員が村民税非課税の世帯のみが対象となります。

次に、附則に第7条として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における保険料の減免を加えるものですが、村長の提案理由と重複しますが、介護保険においては、特別な理由がある被保険者に対し介護保険法の規定に基づき、市町村はその判断により介護保険の減免を行うことができることとされております。

新旧対照表は12ページ、13ページをご覧ください。

今般、国において新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して保険料の減免を行うとされたことを受けて、保険料の減免については、各保険者が条例に基づき行うものであり、現行の条例に対応する規定がない場合は、条例を整備する必要があるため改正を行うものですが。

追加となる7条ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免でございます。期間は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限を迎える保険料について適用するものですが。

令和2年2月1日を基準日とした理由ですが、収入が減少した被保険者に対し遡って減免を行うことも考えられることから、遡及適用を行っております。

第7条第1項第1号では、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡または重篤な傷病を負った場合は、最大で令和3年3月31日までの間に納期限を迎える保険料が全額免除になることを定義してございます。

同じく、第7条第1項第2号では、新型コロナウイルス感染症の影響により第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれる場合の減免または免除になる条件を定義してございます。

なお、第2号に該当する場合の保険料の減免の算出方法は、別に定める要綱により対応するものですが。

また、同条第2項では、本来であれば納期限の7日前までに減免の申請書を提出しなければならないこととなっておるものを別に申請期限を定めることができる規定を設けております。

議案書の48ページをご覧ください。

附則の第1条は、施行期日について、第2条については、保険料についての記載となっております。

第1条に令和2年4月1日からと同年2月1日からと適用日が2つあるのは、前者が保険料軽減の適用日であり、後者が保険料減免の適用日であり、それぞれ分かりやすく明確にす

るために記載をしてあります。

第2条に、第1条に令和2年4月1日と記載してあるにもかかわらず、令和2年度分と記載があるのは、令和2年度分の保険料と令和元年度以前の保険料についての取扱いを明確に分かるようにしたためでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第19、議案第11号 消防ポンプ自動車購入についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第11号 消防ポンプ自動車購入について提案理由の説明を申し上げます。

今回更新をお願いする消防車両につきましては、現在第1分団本宿地区に配備されている消防ポンプ自動車の更新となります。現在の車両は、平成9年に購入してから22年が経過しており、老朽化による不測の故障などが起こらないよう機能性を考慮した消防ポンプ自動車を導入し、より一層の消防力の強化を図るため更新をお願いするものでございます。

購入の方法は、消防自動車を扱っている村外の4社、株式会社ネイチャー、株式会社モリタ東京支店、小池株式会社及び日本機械工業株式会社の指名競争入札によるものでございます。

入札の結果、東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階、株式会社モリタ東京支店が税込みで2,948万円で落札をいたしました。なお、落札率は95.4%となります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定及び地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

慎重なご審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といた

します。

○議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第12号～議案第16号の一括上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第20、議案第12号 令和2年度高山村一般会計補正予算（第2号）から日程第24、議案第16号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第1号）までの5議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第12号 令和2年度高山村一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,419万6,000円を増加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億5,099万9,000円といたしたいものでございます。大変大きな増額補正となったわけですが、新型コロナウイルス感染症対策に伴う経済対策支援事業が大きな要因となっております。

まず、経済対策事業における村単独事業では、高山村民応援事業として村民一律に1人1万円の給付の給付事業となります。先ほど可決いただきました特例条例により、議員報酬及び特別職の給料等を減額し、その総額262万6,000円を給付金の財源の一部に充当して実施するものでございます。

また、国の令和2年度における第1次補正予算による地方創生臨時交付金では、本村の交付限度額4,365万4,000円の事業につきましては、庁内にプロジェクトチームを設置し対応しております。現在計画の内容でございますが、支援金事業として、18歳以下の子供に対する子育て世代への経済支援、売上高等が減少している法人及び個人事業主への事業継続に係る支援、教育関連環境整備等事業及び防災・感染防止対策事業の実施など合わせて11の事業を計画しており、次にぐんま緑の県民事業におきまして、補助金額が当初の見込みより多く内示されたことにより、事業費の増額をお願いするものでございます。

次に、河川維持管理事業におきましては、去る4月18日の大雨で降り始めから総雨量が84ミリとなり、これに伴う河川等への災害が発生したことにより修繕の増額をお願いするものでございます。

次に、人件費につきましてでございますが、各科目においてそれぞれ増減がございますが、4月の人事異動により増減額となるものでございます。

なお、本補正に対する財源の不足につきましては、これを補うため財政調整基金からの繰入れをお願いするものでございます。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） お世話になります。

議案第12号 令和2年度一般会計補正予算（第2号）につきまして補足の説明をさせていただきます。

1ページでございますが、第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。

それでは、事項別明細書8ページからご説明させていただきます。

歳入につきまして主なものを申し上げます。15款2項1目総務費国庫補助金2節の企画費補助金では、国における令和2年度の第1次補正による新型コロナウイルス対策に取り組む自治体を支援するための新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金でございます。歳入補正予算の全体の36%の構成比となっております。また、19款繰入金2項1目では、本補正に対し財源不足を補うため財政調整基金からの繰入れをお願いするわけでございますが、これが歳入補正予算全体の41%となっております。これらを合わせますと、歳入全体の77%の構成比となっております。なお、その他大きなものとして、前後して申し訳ございませんが、15款2項7目の教育費国庫補助金では、情報通信関連事業に対する小中学校補助金、また、16款2項5目農林水産業費県補助金では、5節林業振興補助金といたしまして、ぐんま緑の県民基金、市町村提案型事業補助金等が大きなものとなっております。

続きまして、歳出について主立ったものについてご説明をさせていただきます。

なお、村長の説明にありました各科目での人件費の増減につきましてでございますが、4月の人事異動等に伴うものとなっております。説明のほうを割愛させていただきます。ご理解のほどをお願い申し上げます。

13ページをご覧くださいと思います。

2款総務費1項4目財産管理費では、普通財産管理事業等におきまして、群馬県振興協会が実施される魅力あるコミュニティ助成事業により、関田住民センタートイレ改修工事が交付決定されたことに伴う補助金を、また、新型コロナウイルス感染症対策地方創生交付金事業、今後交付金事業ということでは呼ばさせていただきます、のうち、役場庁舎等の窓口に対する飛沫防止シート、素材が防災フィルムでできているものでございます、等の消耗品をそれぞれ増額をお願いするものでございます。

次に、10目諸費では、高山村民応援事業といたしまして村民一律に1万円の給付金等を事業費の増額をお願いするものでございます。また、12目地域づくり推進費では、予定されていたいぶき太鼓事業が不採択となったことにより減額をそれぞれお願いするものでございます。

次に、16、17ページをご覧くださいと思います。

16、17ページは、3款民生費、2項1目児童福祉総務費では、交付金事業のうち中学生以下の子供に対する子育て世代応援給付金事業を、また、3目児童館管理費では、児童館運営事業において感染防止対策費をそれぞれ増額をお願いするものでございます。

次に、19ページをご覧くださいと思います。

19ページでは、6款農林水産業費、1項3目農業振興費では、強い農業・担い手づくり総合支援事業において事業の取下げに伴う減額をお願いするものでございます。

20ページをご覧くださいと思います。

2項2目林業振興費では、ぐんま緑の県民事業において市町村提案型事業のうち竹林等整備事業では増額を、地域活動推進事業では減額をそれぞれお願いするものでございます。

次に、7款1項商工費では、21ページとなります。

交付金事業のうち、2項商工費では、村内中小・小規模事業者に対する給付型及び応援型のそれぞれ給付事業費を、また、3目観光総務費では、感染防止対策事業費をそれぞれ増額をお願いするものでございます。

次に、22ページをご覧くださいと思います。

22ページ8款土木費、3項1目河川改良費では、村長の説明にございましたように、大雨被害に対する修繕料等の増額をお願いするものでございます。

次に、23ページをご覧ください。

9款消防費、1項5目防災諸費では、交付金事業のうち、防災活動支援事業といたしまし

て、避難所用にテント型のパーティションの購入費の増額をお願いするものでございます。

次に、25ページをご覧くださいと思います。

10款教育費、1項1目教育総務費では、GIGAスクール構想事業による通信等の環境整備事業費、交付金事業による高校生等への子育て世代応援給付金事業等及び感染防止対策事業費を、また、2項小学校費では、小学校施設管理事業において消防設備における点検により指摘された事項についての改修工事を、また、交付金事業のうち学習環境整備事業によるエアコンの設置工事費を、また、26ページをご覧くださいます。

26ページには、3項中学校費では、消防設備において点検の検査に指摘をされた事項についての改修工事を。

27ページになります。4項幼稚園費では、感染防止対策事業費等を、また、5項給食センター費では、交付金事業において感染防止対策事業によるスポットクーラーの購入費を、また、28ページをご覧くださいます。

28ページには、6項2目文化財保護費では、尻高人形の記録本の作成費をそれぞれ増額をお願いするものでございます。

最後に、13款諸支出金、1項2目基金積立金では、令和元年度最終補正後に寄附があった分の基金積立金の増額をお願いするものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○村長（後藤幸三君） 議案第13号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し歳入歳出予算の総額を5億89万6,000円にするものでございます。

補正の内容は、議案第9号で本議会に上程を行っております高山村国民健康保険条例の一部改正に伴う新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる被保険者に傷病手当金を支給するための予算の増額補正をお願いするものでございます。

予算書の6ページ、7ページをご覧ください。

歳入では、4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金において、特別交付金を財源に50万円の増額となります。

歳出では、2款保険給付費、6項1目傷病手当金において、50万円の増額となります。傷病手当金の支給に要した費用につきましては、全額、国の財政支援が受けられる予定でござ

います。

以上、慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第14号 令和2年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定予算の総額に変更はありませんが、高山村介護保険条例の一部改正に伴い、低所得者の介護保険料の軽減による保険料の減収と、減収分を公費で負担するための補正予算となります。

予算書5ページをご覧ください。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料では、低所得者の保険料軽減により218万2,000円の減額となります。7款繰入金、1項5目低所得者保険料軽減繰入金では、218万2,000円の増額となります。この低所得者保険料軽減繰入金では、従来と同じく国が2分の1、県・市町村が4分の1ずつの割合で負担するものであります。

以上、慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第15号 令和2年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,370万8,000円とするものでございます。共済費の率の改定に伴う人件費の補正となります。

歳入では、5款繰入金、1項1目繰入金を1万3,000円増額し、今回の補正の財源といたします。

歳出では、1款総務費、1項1目総務管理費で、共済費が1万3,000円の増額となります。

慎重なご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議案第16号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第1号）、議案第16号について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,510万円とするものでございます。人事異動に伴う人件費の補正となります。

歳入では、5款繰入金、1項1目繰入金を43万6,000円増加し、今回の補正の財源といた

します。

歳出では、1款総務費、1項1目一般管理費で、職員手当等で30万2,000円、共済費で13万4,000円の増額となります。

慎重なご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎一般質問

○議長（林 昌枝君） 日程第25、一般質問を行います。

◇ 山 口 英 司 君

○議長（林 昌枝君） 最初に、6番、山口英司議員の発言を許可します。

山口議員。

〔6番 山口英司君登壇〕

○6番（山口英司君） 一般質問に当たり、議長の許可をいただきましたことお礼を申し上げます。

まず最初に、今般の新型コロナウイルスにより、尊い命をなくされました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、感染された方々の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

それでは、道の駅等における新型コロナウイルスの影響について質問いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が全国に発令され、外出制限、休業要請、営業自粛が続いたことにより、経済活動が停滞、私たちの生活にも深刻な影響を及ぼしています。本村においても道の駅農産物直売所、ふれあいプラザ等が臨時休業し、高山村振興公社の経営内容が懸念されるところです。同社の4月から5月における売上げ等の状況、運転資金、給付金の申請について新型コロナウイルスの影響を伺います。

次に、観光交流館整備事業について、工事の進捗状況と今後の予定、地域おこし企業人の受入れについて、新型コロナウイルスの影響を伺います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま山口議員から道の駅に関する新型コロナウイルスの影響についてのご質問がございました。

山口議員の質問に答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症は、世界、日本経済への多大な影響を与え、国では経済を立て直すべく、第一次、第二次補正予算合わせて200兆円を超える大型補正予算を確保し、経済対策に取り組んでおります。

村内事業者においても大きな影響があり、飲食業、観光業、ゴルフ場など、それ以外の個人事業主の方にも影響は及んでおります。事業者の中には、昨年と比較して9割以上の落ち込みがあるとも話を聞いております。村の施設である道の駅「中山盆地」及び関連施設でもコテージやキャンプ場の営業を休止したのをはじめ、4月13日から温浴施設が、4月20日から直売所及びふれあいパークが休業を余儀なくされ、5月18日には一部利用制限を設け営業を再開したものの、その影響は多大なものがあります。

状況を聞くところによると、高山振興公社全体で4月及び5月の利用者が前年と比較して4万3,613人少なく、率にして71.8%減で、売上げは4,285万3,000円少なく、率にして74.7%の減となっております。

当然、年度初めということもあり、運転資金が底をつき、資本金まで手をつけている状況となりました。営業を続けるための資金繰りとして、まずは、セーフティネット関連融資を受けべく手続を行い、5年据置き、7年無利子で3,000万円の融資を5月22日に借入をいたしました。また、国の持続化給付金200万円及び雇用調整助成金の436万円の手続を行い、今月中には給付される予定であります。

群馬県の緊急事態宣言が5月14日に解除され、5月25日には日本国内全ての都道府県で宣言が解除されました。これから人々の往来が増えてくるものと思います。しかし、東京都では、感染者の増加により東京アラートが宣言されるなど感染症の終息が見えない中、感染予防対策を実施しながら以前のような経済活動が再開されるまでには相当の時間がかかると思います。

6月1日からコテージの再開、キャンプ場のバンガローの再開と少しずつ軌道に乗せていきますが、今後営業続けるに当たり、さらなる創意工夫、営業努力が必要となってまいります。数年後には、借入金の返済も始まりますので、必要ならば資本金の増額等公的資金の投入も考えなければならぬと思っております。

次に観光交流館整備事業についても、造成用の土砂の搬入が始まり、天候状況にもよりますが、今月中には盛土の搬入が終了する予定であります。その後建築工事に入り、来年2月には完成する予定で進めております。並行して、今年度計画している外構、内装、浄化槽等の設計及び工事を進めていくこととなります。

観光交流館の企画、運営を進めていくに当たり、むらの中心地づくりプロジェクト推進室の一員となる「地域おこし企業人」は、今年の4月から道の駅を中心としたむらの中心地づくり事業を展開し、完成後の交流館の在り方や、運営方法等協議していく予定でした。

むらの中心地づくりでもお世話になっている小島先生にも協力をいただき、本年の2月に東京の企業で地域とくらし、自然と共生をテーマに活動している会社の代表取締役及び取締役の2名が高山村に来て視察をしていただきました。

来ていただいた感じとして高山村の印象も好意的に受け止めていただき、これから何度か行き来をして話を進めていこうという矢先に、今回のコロナウイルス感染症の影響により往来ができなくなってしまいました。

今後の進め方としては、まず、インターネットを介したパソコンでの打合せ会議を行い、企業側としても高山村に会社として提案をしていただきたいと話しており、その提案内容を検討し、今月中には話を進めていきたいと考えております。あわせて、むらの中心地づくりに特化した地域おこし協力隊も募集をかけていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） 先ほど村長から振興公社の4月、5月の売上げについてなんですけれども、前年度対比では金額で4,285万円の減少だということですので、前年度の決算書から比較いたしますと、4月、5月について、そうすると、ここから追っていきますと、4月、5月の今年度の振興公社の売上げは約1,000万弱ぐらいかなというふうに推測されます。ということで、財務状況においては大変厳しいものがある、そういうふうに理解をいたします。当面の資金繰り対策として県制度融資の新型コロナウイルス感染症貸与資金だと思うんですけれども、3,000万円の運転資金を投入したということですが、今後においても、道

の駅のイベントの中止、コロナウイルスにおけるこの入込客の減少とかによって、今後の売上高も引き続いて減少が予測されます。

そういうことですので、したがって、さらなる運転資金の投入や、それから村への施設使用料500万円の支払い免除等も考えられます。先ほども、資本増強ということもおっしゃっていられたんですが、その辺についてもう一度お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） この経理に関しまして、もし新型コロナウイルスの影響を受けないという状況であったなら、ほぼほぼの経営の内容となるわけですけれども、この新型ウイルス感染症の影響で、大変厳しい運営を強いらなければならないという事態でございますけれども、この増資ということも考えていかなければならないと思って、村からですね、思っております。私も力ありませんけれども、このそばのイベント、今月から始めようとしたんですけれども、道の駅のスタッフに止められて、来月からやるということで、私自身も積極的にその再生に力を注ぎたいというふうに考えております。

また、村当局といたしまして、村100%の会社ですので、責任というものがございまして、それに対しては厚い手当をしなければいけない、そういうふうに考えております。

〔「使用料500万については」と呼ぶ者あり〕

○村長（後藤幸三君） 使用料500万についても、皆様のご理解をいただきまして、猶予いただきたいというふうに考えております。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） 高山村振興公社の状況について質問いたしましたが、それと同時に村内の商工業者や個人、世帯についても同様に新型コロナウイルスの影響が計り知れないものがあると思います。高山村村民応援給付金、各自に1万円ですね、それから子育て世帯応援事業や事業持続化給付金事業による支援が予定されていますが、収入が減少した個人や世帯、売上げ減少による困っている事業主へのさらなる支援、対応も必要と考えます。いかがでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 聞くところによりますと、90%減額しちゃっている人もおります。これに対しては、農家ではないかと思っておりますけれども、農家については、手当てがなされる方向に今事態が進んでおります。このほかに、商工会については、また別なルートから救援の手が伸びております。今後、影響を受けて大変な方に対しては、第2次の緊急交付金

が予定されておりますので、そこで解決が図れればと思っております。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） 2次補正ということで、ぜひ村民皆様の支援をいただきたいと思いま
す。

それと来年4月の観光交流館開設まで残り10か月となったわけなんですけれども、先ほど
の村長より答弁によりますと、来年2月の完成予定としたいということであります。新型コ
ロナウイルスの影響で進捗状況等、ハード、ソフトともに、多少なりとも影響は受けるんじ
ゃないかなというふうにやはり考えるものなんですけれども、観光交流館、むらの中心地づ
くりの核にもなる部分であります。いずれにしても、来春のオープンに向けて協力をお願い
したいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 昌枝君） ありがとうございました。

暫時休憩します。

午後1時より再開しますので、よろしく申し上げます。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時00分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

◇ 後 藤 肇 君

○議長（林 昌枝君） 次に、4番、後藤肇議員の発言を許可します。

〔4番 後藤 肇君登壇〕

○4番（後藤 肇君） 皆さんこんにちは。一般質問させていただくことを大変光栄に思うと
ころでございます。

まず、今日も国会で第二次補正の討議が始まるということで、三十何兆円ですかね、大金
の検討会が入るということで、こういうのもやはり我々もよく見ていかなければいけないか

ななんて思うところがございます。

さて、本日は、高山村新型コロナ緊急事態宣言解除後の対策についてお伺いしたいと思います。

来年度前半に開発され、実施されるワクチンの予定がございます。それにはまだまだ時間がかかります。今後、村内においても外出、地域会合等も新しい生活様式を取り入れながら社会活動が段階的に進んでいくものと考えられます。村として感染予防対策をしながら、村内行事、特にふるさと祭りなども再開できればと考えますが、その点についてのガイドライン等があればお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま、後藤肇議員から一般質問を受けました。答弁したいと思います。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言は、本年4月16日から5月14日までは全国が対象となり、国と連携して全国の都道府県知事の下、それぞれ自治体では一体となって対策は推進されました。緊急事態宣言下における各種取組を通じて、多様な課題が明らかになってまいりました。

特に、インフルエンザ対策とは異なり、簡便に利用可能な検査キットや効果的な治療薬、ワクチン等がない中での対応が求められている点などが大きな課題の1つとなっており、次なる波に備えた安全・安心のためのビジョンが求められております。

緊急事態宣言が解除された現在、社会経済活動が急速に活発化していくことが予想される中、感染拡大防止との両立が次なる感染の波を防ぐ意味での極めて重要な課題であります。

国では、業種ごとの感染拡大予防のガイドラインの策定を5月4日の提言等を踏まえ、順次各業界において対応を進めて、既に100件を超えるガイドラインが策定済みとなっており、都道府県等の対応につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて、緊急事態宣言が解除された現在でも都道府県知事のリーダーシップの下、次なる波に備えておくことが求められております。

そんな中、群馬県では、5月14日の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、社会経済活動再開に向けたガイドラインが策定され、県内全域に要請されました。同月30日には、ガイドラインの警戒度3から2に移行されたわけですが、本村といたしましては、発出さ

れた群馬県のガイドラインにつきましては、村のホームページ等を活用して村民皆さんに周知を図っているところでございます。

感染症への対応は長丁場となることが見込まれることから、住民皆さんには、特にガイドラインにあります、新しい生活様式を生活の中で継続していくよう引き続き周知をしていきたいと考えております。

以上申し上げまして、後藤肇議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 4番。

○4番（後藤 肇君） ありがとうございます。

これは、いつ発生するか分からない病気なのですが、発生した事態においては、村の対応とかそういうのを即お願いしたいのと、やはりこれは大体1年間ぐらいは各行事はほとんど中止かなということが考えられるんですけども、やはりこれは、ある程度目安がたってきたときには、村全体として、できる行事を徐々に行って、やはり何か目標がないとという部分を感じますので、むやみに何でも中止して、村の財政はこれで成り立っているんだという考えではなく、やはり先を見越した中で、少し未来が開けるような考え方を持っていて、ぜひ発生したときには、即対応ということで、お願いできればと思います。

ありがとうございました。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） このコロナ感染者、保菌者については、なかなか本当に持っているか持っていないか分からないので、やはりこのコロナウイルスとは、これから共存していかなくちゃいけないんだ、そういうふうには私は思っております。一緒に生きていくということ。そのことが経済活動にもつながるのかなとは思っております。道の駅に対しても、正しく恐れて活動してもらいたいというふうに考えております。ですから、この経済活動についても、なるべくだんだん早い段階でこの門を開いていくことが肝要ではないかと思っております。

◇ 後 藤 明 宏 君

○議長（林 昌枝君） 次に、1番、後藤明宏議員の発言を許可します。

〔1番 後藤明宏君登壇〕

○1番（後藤明宏君） 私の一般質問は、最近高山村でもソーラー発電事業が進み、あちらこ

ちらで発電のソーラーパネルが見受けられることに対して質問いたします。2011年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故後、国では太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの活用を推進しており、低炭素社会の実現に向け、太陽光発電ソーラーパネルの設置事業が全国に広がりました。

しかし、その一方で、太陽光発電設備の無秩序な立地は、全国的な課題となっております。本村でも、メガソーラーをはじめ、発電事業者、個人事業者とソーラーパネルの設置が山林や農地等で進んでおり、今後、自然環境、良好な景観形成、また、生活環境に支障となる設置での問題が起きないように、太陽光発電設備設置事業に関して、村民と事業者、行政の情報共有、共通理解を前提とした立地の適正化を図るため、自然環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する高山村の条例の制定を提案いたします。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま、後藤明宏議員からソーラーパネルに対するご質問がございました。お答えいたします。

国は、再生可能エネルギーの普及を主な目的として、平成24年に電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法を制定し、固定価格買取制度が始まりました。これにより、買取価格は長期にわたり保証され、民間投資による普及促進が全国的に進んでいるのが現状であります。

村では、平成30年4月に高山村開発事業等の適正化に関する条例の一部改正を行い、これまで届出が必要なかった小規模の太陽光発電設備についても、発電出力10キロワット以上の野立ての太陽光発電設備の設置は、許可制にいたしました。許可の条件としては、隣接地の所有者の承諾を得ることを求めているほか、土砂災害警戒区域への設置の制限等をしているので、ある程度の制限が許可制によって可能になりました。

条例改正により件数を把握できるようになり、平成30年度から令和元年度の2年間で、申請受理件数が37件、承認件数が34件でありました。

太陽光発電事業は、投資目的で事業をする方が多く、そのため土地をあっせんする事業者が高山村の土地を仲介し、発電事業者に紹介しているケースが多く見受けられます。土地を手放す方も、その土地が耕作放棄地であったり、手をつけることが困難になってきた山林であったり、事情は様々ですが、管理をする人が大変だから土地を手放したいと思っている方がいるのも現状であります。

これまで、太陽光発電設備が設置されてきた中で、ある程度土地の形状を変えたことが、雨水の流れが変わったこと等で土手が抜けたり、土砂が道路等に流れて困るといった苦情や、あそこにはできることによって景観が悪くなって困るといった苦情が寄せられることがございます。

今の条例の中では、土砂災害等に関する指導はできても、景観に対する抑制をすることはできません。

農地法の農業振興地域に指定されている農地は、開発される心配はありませんが、これだけ村内に太陽光発電設備が増えてくると、村の条例の中でも規制する方策も検討していかなければならないと思っています。高山村の財産でもある美しい高山村の里山風景を守るためにも、化石燃料から脱却、地球温暖化防止のため国が推奨する再生可能エネルギーと地域がうまく共存できるルールづくり、方策等を盛り込んだ新たな条例の制度も視野に入れて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

○1番（後藤明宏君） 今までにも、大雨による土壌の流出や、水害による道路封鎖などが発生した場所もあります。一部の住民とのトラブルもあると聞いております。一刻も早く、土地の適正化にて、トラブルが起きないように、高山村らしい条例の制定をお願いしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） この条例に関して、やっぱり言葉、字句の使い方等も検討していかなければいけないというふうに思っております。隣接地と近隣の土地とは意味がほとんど同じだと思うんだけど、理解させる側にとっては、好都合の言い回しであろうかと思っておりますので、このあたりも気を配って検討していきたいというふうに考えております。

○議長（林 昌枝君） 以上で一般質問を終わります。

◎休会について

○議長（林 昌枝君） お諮りします。議案の調査及び審査等のため、6月9日から6月11日までの3日間、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、6月9日から6月11日までの3日間、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（林 昌枝君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次回の本会議は、6月12日金曜日午前10時から再開しますので、定刻までにご参加願います。

大変ご苦労さまでした。

本日は、これで散会します。

散会 午後 1時14分

令和2年第2回高山村議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年6月12日(金)午前10時開議

- 日程第 1 同意第 3号 高山村副村長の選任について
- 日程第 2 発委第 1号 高山村議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 1号 高山村特別職の職員の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2号 高山村監査委員条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 3号 高山村固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 4号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5号 財政事情の作成及び公表に関する条例の全部改正について
- 日程第 8 議案第 6号 高山村特別会計条例の全部改正について
- 日程第 9 議案第 7号 高山村税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 8号 高山村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 9号 高山村国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 高山村介護保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 消防ポンプ自動車購入について
- 日程第14 議案第12号 令和2年度高山村一般会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第13号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第14号 令和2年度高山村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第15号 令和2年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第16号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 委員会の閉会中継続調査(審査)申出書について
- 日程第20 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
3番	林和一君	4番	後藤肇君
5番	野上富士夫君	6番	山口英司君
7番	平形眞喜夫君	8番	奈良哲男君
10番	林昌枝君		

欠席議員（1名）

9番 小林進君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	飯塚哲也君
教育長	山口廣君	総務課長	平形郁雄君
会計管理者兼 税務会計課長	星野茂樹君	住民課長	飯塚欣也君
保健みらい 課長	割田信一君	農林課長	林隆文君
建設課長	飯塚優一郎君	地域振興課長	割田眞君
教育課長	金井等君		

事務局職員出席者

議会事務局長 後藤好 書記 林大生

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから令和2年第2回高山村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第1、同意第3号 高山村副村長の選任についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 皆さん、おはようございます。

同意第3号 高山村副村長の選任について提案理由の説明を申し上げます。

このたび副村長の飯塚哲也氏におかれましては、本年6月13日をもって任期満了となり、ご勇退することとなりました。

飯塚副村長におかれましては、1期4年にわたり、私の補佐役として信念と実行力をもって職務に精励されました。特に、高山村の将来展望に対する行政課題解決に向けた未来プロジェクトチームでは、会長としての職責を全うし、政策企画をつかさどる重要な役割も果たしました。また、職員の事務の監督者として、卓越した指導力による内政運営に努めていただきました。

飯塚哲也氏におかれましては、勇退後はお体にご自愛なさり、立場は違いますが村政発展のために大所高所からご指導、ご鞭撻をくださるようお願いを申し上げます。

後任に当たりましては、現在総務課長を務めております平形郁雄氏を選任いたしたいと考えております。

平形郁雄氏は役場職員として、住民課8年、わらび荘を5年、教育課を2年、議会事務局3年、総務課を22年等歴任され、現在に至っております。行政経験が豊富であるとともに、村政に対し熱意と行動力を持って取り組んでいただくものと強く信じており、副村長として

適任者であると判断し、ここにご提案申し上げることとなりました。

なお、同意いただけた場合の副村長の就任期日につきましては、令和2年7月1日といたしたいと考えております。

議員各位のご理解を賜り、ご同意いただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

これから、同意第3号 高山村副村長の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（林 昌枝君） ただいまの出席議員数は8名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、後藤明宏議員、2番、佐藤晴夫議員、3番、林和一議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（林 昌枝君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」の記載を願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は「反対」とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（林 昌枝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[氏名点呼・順次投票]

○議長（林 昌枝君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いします。

[開 票]

○議長（林 昌枝君） 投票の結果を報告します。

投票総数 8 票

有効投票 8 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 8 票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第 3 号は同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

◎発委第 1 号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第 2、発委第 1 号 高山村議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は、6 月 8 日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、発委第1号 高山村議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第3、議案第1号 高山村特別職の職員の給料の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は、6月8日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第1号 高山村特別職の職員の給料の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第4、議案第2号 高山村監査委員条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、6月8日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第2号 高山村監査委員条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第5、議案第3号 高山村固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、6月8日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第3号 高山村固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第6、議案第4号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、6月8日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第4号 高山村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第7、議案第5号 財政事情の作成及び公表に関する条例の全部改正についてを議題とします。

本件は、6月8日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第5号 財政事情の作成及び公表に関する条例の全部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第8、議案第6号 高山村特別会計条例の全部改正についてを議題とします。

本件は、6月8日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第6号 高山村特別会計条例の全部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第9、議案第7号 高山村税条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、6月8日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 議案書では、39ページになりますが、第25条の追加の中で、イベントの入場料等の払戻しの放棄分が、寄附金として税額控除になるとの説明を受けました。条文中3行目からの新型コロナウイルス感染症特例法第5条第4項に規定する指定行事のうち村長が指定するものが対象となりますけれども、どのような指定行事があるのかお伺いをいたします。

○議長（林 昌枝君） 税務課長。

○会計管理者兼税務会計課長（星野茂樹君） お世話になります。

林議員よりの質問で、新型コロナウイルス感染症特例法第5条第4項に規定する指定行事のうち村長が指定するもの、この指定するものについてなんですが、この内容につきましては、今後、村長が告示行為により指定することになります。

内容につきましては、現在検討中ですが、県内の市町村に先立って、群馬県のほうで県条例で既に対象を定めておりますので、各町村においても県に準じて定めるものと推測されます。

県条例の内容ですが、群馬県で定めた内容は、県内外を問わず、文部科学大臣が指定したイベントの全てを寄附金の控除対象としたようです。

そのイベントの内容としましては、次の5つの条件全てに当てはまるものが対象となります。

1番目としまして、令和2年2月1日から来年の令和3年1月31日までに開催された、または開催予定であったもの。

2番目として、不特定かつ多数を対象とするもの。

3番目として、日本国内で開催された、または開催予定であったもの。

4番目として、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のための措置の影響により、中止等と

なったもの。

5番目として、文化、芸能、またはスポーツに関するもの等となっております。

これら全て中止の場合は、入場料、参加料金等の払戻しを行う規定があるものとされています。

例えば、具体的に申すならば、次のようなイベントが想定されます。音楽関係のコンサートですとか、エンターテインメントまたは伝統芸能などの公演イベント、映画、個展、テーマパーク等の観覧イベント、プロスポーツの試合、マラソン大会等の参加イベント等が対象になるかと思えます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第7号 高山村税条例の一部改正についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第10、議案第8号 高山村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、6月8日に上程され、議案審査となっております。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第 8 号 高山村国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第11、議案第 9 号 高山村国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、6 月 8 日に上程され、議案調査となっております。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第 9 号 高山村国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第12、議案第10号 高山村介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、6月8日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第10号 高山村介護保険条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第13、議案第11号 消防ポンプ自動車購入についてを議題とします。

本件は、6月8日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

平形議員。

○7番（平形眞喜夫君） この消防自動車は、今あるより大きくなると思うんですが、かつて、本宿の詰所を建て替える説明があったんですが、それはどうなったんですか。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 平形議員のご質問でございますが、消防ポンプ自動車の車庫を含めた詰所の建設の進捗状況ということでございます。ただいま議会からの指摘がございまして、費用面で若干、かかり過ぎるんじゃないかということで、今、どういった方法で安く、金額を圧縮できるか検討中でございます。間もなく結論を出して、入札のほうへ進めていき

たいと思っています。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 今回の入札の参加者について伺います。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 入札の参加者でございますが、消防車を扱っている村外の4者、村長の初日のご説明でもございましたように村外の4者につきまして、株式会社ネイチャー、株式会社モリタ東京支店、小池株式会社及び日本機械工業株式会社の4者により指名競争入札で実施をいたしました。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第11号 消防ポンプ自動車購入についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号～議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第14、議案第12号 令和2年度高山村一般会計補正予算（第2号）から、日程第18、議案第16号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第1号）までの5議案を議題とします。

本件は、6月8日に一括上程され、議案調査となっております。

これから質疑を行います。

奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 何度か説明していただいたんですが、商工費のほうの21ページになります、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の中で、給付型と応援型の1,500万と600万の詳細な説明と、もう一つは、600万の応援型の中で、先日、村民の方から電話をいただいたんですが、昨年起業しまして、昨年実績がほとんどゼロといった、いろんな調べたり、いろんなことがあって、昨年実績がゼロ、今年度になって、今年度にかけていたわけなんです、道の駅の休業とかいろんな事情がありまして、ほとんどゼロに近い、ほかの人たちは応援をしていただいているのに、そういうところは全くないんですかという質問を受けました。村のほうでも、そういったのを応援された、考えていただけるのか、その辺のところと一緒に答えをいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） 振興課長。

○地域振興課長（割田 眞君） 奈良議員のただいまの質問でございますが、まず、今回の新型コロナ関係で、高山村の事業主の方の救済措置といたしまして、まず上限100万円ということで、これにつきましては、国のほうでは50%以上前年と比較して減少した方に対して、100万円あるいは200万円という救済措置をしました。村としては、30%から減少した事業者の方に対して救済措置をとということで、30%から50%までの方、前年と比較して上限100万円ということで予算を上程させていただきました。上限100万円ですけれども、実際、去年との差額が100万円に満たない場合は、その差額分ということで考えております。

それと、先ほど応援型給付金が30万円、こちらでございますが、これにつきましては、当然まだ起業したての方の議論も出ました。そういったこと、方についても救済していかなければならないということは重々承知しております。去年と比較するものはないわけですけれども、本人の申請により、またその辺を検討していきたいとは思っております。

先ほどありました、100万円のほうにつきましては、今後また国の2次補正、どういう形で出るか分かりませんが、そういったところで併せてまた見ていければと考えております。

これからちょっと検討する部分もありますけれども、そういったことでよろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） こういった方の救済というのが、これから村で一生懸命起業しようとする方の応援にもなるだろうと思います。ぜひ、検討をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 一般会計の補正の25ページ、G I G Aスクール構想事業についてお伺いいたします。

国は小・中学生に1人1台のパソコンを確保するG I G Aスクール構想の加速を掲げ、財政支援を行っています。それにより新型コロナウイルス感染の拡大に伴う休校の際に、新型コロナウイルスの第2波、第3波に備えての自宅でのオンライン学習などの環境が整います。一方で各家庭のインターネット環境、W i - F i環境には差があり、高山村では、小・中学校に通っている家庭のおおよそ半数ですが半数の家庭で、インターネット環境があるということでしたので、したがって、残りの半数の家庭では、今回購入のタブレット端末が使えないということになります。この点について今後どのように対応していくのか、考えを伺いたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 教育課長。

○教育課長（金井 等君） 山口議員の質問に対して、説明申し上げます。

高山小・中学校では、家庭にオンライン授業が行える環境が整っているかアンケートを実施した結果、約半数の家庭でW i - F i環境が整備されていない状況でございました。

G I G Aスクール構想の加速による学びの保障の中で、文科省より、I C T活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早急に実現するため、家庭学習のための通信機器の整備支援としてモバイルルーターの貸出し支援なども事業化されております。

高山村につきましても、今後詳細な家庭の通信環境の整備状況調査を実施いたしまして、教育格差の生じない通信環境整備を進めていきたいと考えております。

また、現在、試験的に幼稚園、小・中学校とテレビ会議を行える環境を整えてあります。学校教職員にオンライン授業に慣れていただくために研修等を実施し、すぐに円滑対応できるよう準備を進めていきたいと考えております。

児童・生徒につきましては、群馬県のI C T促進プロジェクトの指定校に高山小学校が指定されていることもありまして、県教育委員会と連携しながら、各学年、個々に応じた指導の充実が図れるよう、指導におけるI C T活用方法を具現化していけたらと考えております。

家庭における通信環境の整備をはじめ、オンライン授業の実施につきましては、早急な対応が求められているところでありまして、スピード感を持って取り組み、高山村の子供たちがI C T教育の群馬県のモデルになれるよう進めていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 6番、山口議員。

○6番（山口英司君） 役場庁舎内でのWi-Fi環境大分良くなりました。また、今後においては、道の駅等のWi-Fi環境、そういったものも必要かと思えます。

それに引き続いて、今後、村内各地区で、こういった公民館等もよろしいかと思うんですが、Wi-Fi環境、整えていただければ、もし、休みになった場合、こういった近くの公民館等に子供たちが行って、そこでまたできると、そういったことも考えられるかと思えます。

最終的には村内全域でWi-Fi環境を整えること、それを目標にぜひやっていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかにありませんか。

3番、林議員。

○3番（林 和一君） 2点ほど伺います。

まず、1点目ですけれども、一般会計補正予算書13ページ、2款総務費、1項4目財産管理費、普通財産管理事業で、魅力あるコミュニティ費用助成金125万円を特定財源といたしまして、関田住民センターのトイレ改修工事の補助金が235万円計上されております。当地区におきまして、事業の内容について把握されている範囲で結構でございますので、内容を説明いただければありがたいと思えます。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 林議員のご質問でございます。コミュニティ助成事業ということでございますけれども、この事業につきましては、群馬県振興協会、ここが主催でやっております。主にコミュニティーセンター等の改修工事、新築工事等が該当するものでございまして、本年度におきましては、ご承知のように関田公民館のトイレの改修ということで実施をしておるわけでございます。

まず、各行政区からの要望がありまして、その要望に対して、交付決定の前の申請を行います。それぞれ県下の自治体から、そうした要望がありまして、その要望の中から最終的に決定されたもので事業を実施するということになります。今回、関田公民館を申請をいたしまして、交付が決定されましたので、事業実施ということになりました。よろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

○3番（林 和一君） その内容に関してなんですけれども、地域の財源負担等についての状況が分かりましたらお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 地域の財源でございますけれども、まず、市町村振興協会、こちらで該当事業費の2分の1、その残りの2分の1につきまして、その3分の2を村、その3分の1を地元で負担ということになっております。

○議長（林 昌枝君） 3番、林議員。

○3番（林 和一君） 一般会計の補正予算30ページから32ページに関連するんですが、職員数についての詳細内容をちょっと伺いたいというふうに思います。本年第1回定例会で、職員定数条例の改正がありまして、総数で70人、一般職で70人と示されました。30ページ、2の（1）総括表の上段、それから32ページのイの会計年度任用職員の上段の表で、特に補正後の職員数について詳細な内容が分かりましたら説明いただきたいとします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（平形郁雄君） 林議員のご質問の職員の人数についてということでございます。

まず初めに、30ページでございます。30ページ2の1、一般職（1）総括表上段の補正後につきましてでございます。

補正後ということで、本年4月1日現在を、一般会計で管理する該当の職員の人数となります。なお、補正前の数につきましては、予算編成時での人数となり、現時点との差異が若干ございます。

職員数でございますけれども、補正後の欄の職員数の（1）とございますのは、これは本年3月31日付をもって退職された再任用職員のうち、短時間勤務の職員の数となります。この方が小学校の用務員1名と、人数でございます。

次に、60とある数でございますが、これは一般会計で管理されている正規の常勤職員、これが58名、あと退職された再任用職員のフルタイム職員2名、この2名合わせまして60人となります。

次に、（39）とございます。これは会計年度任用職員の人数となります。この人数39人の内訳が、議案書32ページにございますイの会計年度任用職員の表、これの職員数の欄にございます補正後の（23）とございますが、これはパートタイムの会計年度任用職員の人数となります。その下の16とある数がフルタイム会計年度任用職員の人数となります。合わせま

して、30ページにある(39)の数字となるわけでございます。

それとあと、ご質問の職員の定数でございますけれども、定数条例で規定されております人数が70人でございます。現在の職員の数、先ほどご説明の一般会計で管理されている60人と特別会計で管理されている2名、合わせまして62名の職員となります。

なお、職員の定数上の管理の人数では、パートタイムの再任用職員1名と、会計年度任用職員39名につきましては、この定数のカウントに入らないというところでございます。ということで、定数70に対して現在は62名の職員定数となっているということです。

○議長(林 昌枝君) ほかに質疑はありませんか。

野上議員。

○5番(野上富士夫君) 一般会計の補正予算第2号、予算総額1億2,419万6000円の増額補正についてでございますけれども、私がこれから申し上げることは、質疑でもなければ、賛成討論に近いような、討論でもないもので、そんな内容でございますけれども、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

今回の補正予算の主なものにつきましては、コロナ対策の財源に充てるため、議員及び特別職の報酬の減額、あるいは、職員の正規の人事異動に伴う予算の組替え、あるいは、どこの町村でも、今、最優先課題として実施をしております、地方創生臨時交付金による新型コロナウイルス対策でございまして、高山村民応援給付金ということで、村民ひとしく1人1万円の給付に伴う予算4,464万5,000円、それと、ぐんま緑の県民税事業1,439万円8,000円、あるいは、大雨による河川の修繕料500万円、それと先ほど山口議員から質問がありましたG I G Aスクール構想事業3,206万3,000円、これらが主なものでございまして、この第2号の補正予算につきましては、当を得た補正予算であろうかと思えます。

国の第1次補正予算で、地方創生臨時交付金が1兆円予算措置をされまして、高山村へ配分となった限度額が4,365万4,000円だそうでございますけれども、本日、国においては第2次の補正予算が成立するようでございます。その中におきまして、地方創生臨時交付金が2兆円予算措置をされると、そうしますと再度高山村にも、その配分があらうかと思えます。金額につきましては、未定でございますけれども、第1次を上回る予算配分があるんではないかと、私個人的には思っております。

そういった臨時交付金の使い道につきましては、また執行部で、創意と工夫で、この秋には第2波も懸念される新型コロナウイルスの対策に、村民の健康と命を守るために、また、特段のご努力をお願いするものでございます。

そして、終息の出口が見えない新型コロナウイルス関連でございますけれども、日本及び世界の各国で流行し、世界全体の感染者は700万人を超えておると、また、亡くなられた方は40万人を超えておると、そういった中におきまして、国難とも言うべき非常事態に当たりまして、国におきましては全国へ対して非常事態宣言を発出をしたと、その結果あらゆるスポーツや文化的行事が延期や中止となりまして、それと外出自粛、あるいは感染拡大のおそれのある業種及び学校への休業要請、そういったことによりまして、日本経済への大きな影響がありました。

国ではコロナ対策で、第1次、第2次補正予算で200兆円を超える事業規模の経済対策を実施いたします。

それで、国の財源につきましては、ほとんどが赤字国債でございまして、国の借金、これは2019年度末で1,114兆円になるそうでございます。これ国民1人当たりになりますと880万円となりますけれども、これで日本の人口は減少時代を迎え、あるいはいろいろな対策に伴う赤字国債の発行、国の借金は増額する一方でございます。そういった内容によりまして、国民1人当たりの借金が1,000万円になるのは時間の問題ではないかと思っております。そういった国の財政状況を見ますと、今後の地方の財政に少なからず悪影響を及ぼすことが懸念をされます。

そして、今までスポーツや文化的行事、様々なものが延期や中止となって、警戒、あるいは感染者も減ってきてまして、いろいろなものが解除になりまして、人の動きが激しくなりまして、解除になりまして、様々なものが再開の方向でこれから検討されようかと思っております。

どうしてもこれは再開しなければならないというものもありますし、中には所期の目的を達成して、今後も再開する必要があるのかどうかというようなものも、中にはあろうかと思っております。コロナ対策を契機に、その辺の仕分を今後する、いい機会ではないかと思っております。

また、村におきましては、職員が全員で検討しておる、民主党議会で言えば事業仕分、そういったものを人件費や交際費を除いた335項目の検証を今後行うんだと。その335項目については目標を設定し、それに対する達成度を検証すると。そうしますと、今後さらに拡充しなければならないものもあれば、現状維持でいいだろうと、あるいは、これにつきましても、所期の目的を達成して、考えていかなければならないのではないかという項目もあろうかと思っております。これにつきましては、職員の方、大変なご努力をいただくわけでございますけれども、これに対しては勇断を持って実行していただきたいと。これがすなわち今後の財政運営が厳しくなる中での行財政改革の一環になるのではないかと思います。

これら相対的に踏まえまして、村長の所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま、野上議員から、コロナウイルスの関係で経済が奈落の底に落ちるといふような、このような状況も察知しなければいけない、そんなふうにも私は思っておりますけれども、村民の福祉をなるべく後退しないような形で、事業仕分等々に力を入れていきたいと思っております。

いまだかつてない経済状況であります。私どもも心して対策を練っていかなければいけないというふうにも思っております。これは皆さん方も一緒にご協力をいただきながらやっていきたいと思ひます。

また、二重に出ている補助金等々についても、メスを入れていかなきゃいけないというふうにも考へております。できる限りお金を無駄に使わないように、みんなで心がけていきたいと思っております。

本当に野上議員のおっしゃるとおり、何と申していいか、想像のつかない経済状況が生まれつつありますけれども、それに負けないように私たちが頑張つて高山村の福祉をよくしていかなきゃいけないと思っておりますので、どうぞご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 文化財保護の項目であるわけなんですけれども、記録に残すということとはすごく重要なことだと思うんですね。尻高人形等も記録に残していくということが予算計上されているんですけれども、どういった形で記録を残していくのか、教えていただければと思ひます。

○議長（林 昌枝君） 教育課長。

○教育課長（金井 等君） ただいまの後藤議員の質問に対して、お答えさせていただきます。

予算書では、28ページになると思ひます。10款の教育費、6項2目の文化財保護費ですが、こちらに尻高人形の記録の作成費として20万円、提案させていただいております。こちらにつきましては、令和元年度、県の文化財保護課の推薦で文化庁の直轄事業として尻高人形が取り上げられ、尻高人形の記録という冊子を作成していただきました。文化庁より50部、作成を手がけたさいたま民俗文化研究所より20部、計80部贈呈を受けております。

民俗文化財としての尻高人形の価値を高める大変すばらしい作品であり、今後再び作成す

ることも困難であることから、今回100冊分を補正予算として提案させていただきました。

私からの説明は以上でございます。

○議長（林 昌枝君） 暫時休憩に入ります。

時間は11時5分に再開しますので、よろしく申し上げます。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

引き続き、一般会計について、質疑をお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） それでは、特別会計をまとめてお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで質疑を終わります。

これから、議案ごとに、討論、採決を行います。

最初に、議案第12号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第12号 令和2年度高山村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり採決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第13号 令和2年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第14号 令和2年度高山村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第15号 令和2年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） これで討論を終わります。

これから、議案第16号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

○議長（林 昌枝君） 日程第19、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題とします。

申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○議長（林 昌枝君） 日程第20、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（林 昌枝君） これで本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期5日間にわたり慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和2年第2回高山村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時13分